

○立命館大学異文化交流助成金規程

2017年3月23日

規程第1113号

(目的)

第1条 立命館大学異文化交流助成金（以下「助成金」という。）は、本大学の学部学生および大学院学生（以下「学生」と総称する。）が個人、または集団で自主的に取り組む異文化交流活動に対し、活動経費の一部を助成することにより、本大学のキャンパス内外において異文化交流の活性化を図ることを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる日本国内または海外で実施する異文化交流活動を対象とする。

- (1) 本大学の学生が、本法人が設置する大学および学校の学生・生徒・児童と行う異文化交流活動
- (2) 本大学の学生が、本法人が設置する大学および学校以外の者で行う異文化交流活動

2 前項にかかわらず、次のいずれかの活動に該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 申請者または申請団体の管理運営費的性格を有する活動
- (2) 複数年度にまたがる活動において、当該助成対象年度を超えて実施する活動
- (3) 申請者または申請団体の観光や視察を中心とした活動
- (4) 申請者または申請団体の研鑽の域に止まる活動
- (5) 特定の個人または団体の利益にのみ寄与する活動
- (6) 政治活動または宗教活動を目的とする活動
- (7) 興行その他営利・宣伝を主たる目的とする活動
- (8) 金銭等の助成活動
- (9) 交流が行われない芸術の公演やスポーツ観戦を主たる目的として行う活動
- (10) 実施主体が申請者または団体以外の活動
- (11) 学びのコミュニティ集団形成助成金による助成を受けた活動と目的および内容が同一の活動
- (12) その他、国際部長が不適切と判断する活動

(助成金額)

第3条 助成金額は、対象とする活動の種類に応じて、次の各号に定める額を上限とする。

- (1) 前条第1項に定める活動で、日本国内で実施する異文化交流活動
助成対象活動の実施に要する経費総額または10万円のいずれか低い額
- (2) 前条第1項に定める活動で、日本国内または海外で実施する異文化交流活動
助成対象活動の実施に要する経費総額または50万円のいずれか低い額
- (3) 前条第1項に定める活動で、日本国内または海外で実施する異文化交流活動
助成対象活動の実施に要する経費総額または100万円のいずれか低い額

(助成対象費目)

第4条 助成金が対象とする経費は、活動の実施において必要とする経費のうち、次の各号に定める費目を対象とする。

- (1) 謝礼
- (2) 交通費
- (3) 宿泊費
- (4) 消耗品費
- (5) 保険加入料
- (6) 印刷製本費
- (7) 通信運搬費
- (8) 賃借料
- (9) 支払手数料
- (10) 雑費
- (11) その他、国際部長が必要と認めた費目

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する経費は、助成の対象としない。

- (1) 申請団体の運営にかかる経常経費ならびに申請団体内部にかかる経費（人件費、交通費等）
- (2) 支援金、寄付金、寄付物品の購入費
- (3) 旅費等が発生する際の航空機や鉄道の特別席
- (4) アルコール飲料、嗜好品
- (5) 活動の主たる目的に相当しない食費、飲料代
- (6) その他国際部長が不要と認めた費目

3 国、地方公共団体または民間財団等から、同種の補助金、助成金等を受給している場合は、第1項により算出した対象経費の総額から、当該補助金、助成金等の額を控除した金額をもって助成の対象経費とする。

4 助成対象活動の実施により収入を得た場合は、第1項により算出した対象経費の総額から、当該収入の額を控除した金額をもって助成の対象経費とする。

(募集)

第5条 助成金の募集は、4月および9月に行う。

2 国際部長は、募集要項を定めホームページで公開する。

3 募集要項には、本規程に定める事項のほか、選考のために必要な応募書類を明記するものとする。

(応募)

第6条 助成を希望する学生は、募集要項に定める期限までに所定の応募書類を国際部長に提出しなければならない。

2 助成金の応募は、複数の学生が共同して行うこと（以下「団体応募」という。）ができる。この場合においては、代表者が他の学生を代表して応募するものとする。

3 応募は、活動の実施の前後を問わず行うことができる。

(応募資格)

第7条 助成金に応募できる学生および団体応募の代表者は、本大学の正規課程に在学している者とする。

2 停学の懲戒を受けた者は、停学の期間を含む年度は、応募することができない。

3 「立命館大学学生団体処分規程」にもとづき処分を受けた団体は、処分の期間を含む年度は、応募することができない。

(選考および決定)

第8条 助成の選考、取消、および助成金の返還の審査を行うため、選考委員会（以下、「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、助成の選考、取消、および助成金返還の審査を行い、国際部長が決定する。

3 選考は、提出された応募書類にもとづき、助成金の目的に資する取組みであるかについて審査を行う。

4 選考は、活動の実施前に応募した者を優先して行い、助成金の残余金の範囲内で活動の実施後に応募した者に対して行う。

5 国際部長は、助成を決定する場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

6 委員会は以下の構成とする。

委員長 国際部長

委員 衣笠国際教育センター長、BKC国際教育センター長、OIC国際教育センター長
および国際部長が指名する者若干名

(通知)

第9条 国際部長は、助成が決定した者（団体応募の場合にあっては代表者。以下「助成対象者」という。）に対し、助成の決定および手続を通知する。

(届出)

第9条の2 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに国際部長に届け出なければならない。

- (1) 助成の決定を受けた活動の内容を変更するとき。ただし、助成目的の達成に支障をもたらさない活動計画の細部の変更を行う場合を除く。
- (2) 活動が所定の期間内に完了しないとき、または活動の遂行が困難になったとき。
- (3) 活動を中止するとき。

(助成対象者の義務)

第10条 助成対象者は、助成を受けるために、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 活動報告書およびその他活動の成果を示す書類を提出すること。
- (2) 活動終了後に活動経費に係る領収書等を提出し査定を受けること。
- (3) 本大学から求められた場合は活動内容の発表を行うこと。

(助成方法)

第11条 助成金額は、活動終了後に提出された活動報告書、領収書等にもとづき活動経費を査定し、国際部長が決定する。

2 国際部長は、助成金の額を助成対象者へ通知する。

3 助成金は、助成対象者の本人名義の登録銀行口座または団体が指定する団体構成員名義の登録銀行口座に振り込む方法により助成する。

(助成金の支給)

第11条の2 第9条により通知を受けた助成対象者が、助成金の支給を請求する場合は、個人立替払請求書および所定の書類を国際部長に提出しなければならない。

2 国際部長は、前条第1項および前項にかかわらず助成活動の実施上必要があると認める場合は、助成決定額の一部または全額を前金払することができる。その場合、助成対象者

は国際部長が必要と認める書類を国際部長に提出しなければならない。

(助成の取消し)

第12条 国際部長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の決定に遡り助成の決定を取り消すことがある。

- (1) 助成対象者が退学または停学の懲戒を受けたとき。
- (2) 「立命館大学学生団体処分規程」にもとづき処分を受けたとき。
- (3) 助成の決定を受けた活動内容と実施の内容が著しく異なるとき。
- (4) 応募書類、活動報告書等の提出書類について虚偽の記載その他不正の事実が判明したとき。
- (5) 第11条の2に定める助成金の支給において、虚偽の助成金額を請求したとき。
- (6) 活動を中止したとき。
- (7) 期限内に活動を完了する見込みがないとき。
- (8) 第8条第5項に規定する助成決定に付した条件を満たさないとき。
- (9) 正当な理由なく第10条に定める義務を果たさなかったとき。

(返還)

第13条 国際部長は、前条により助成の決定を取り消した助成対象者に対し、助成金の返還を求める。この場合において、助成対象者は返還を求められた日から起算して2週間以内に助成金を返還しなければならない。

第14条 削除

(施行細目)

第15条 この規程の施行にかかわる細目は、委員会において定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2017年3月23日から施行する。

附 則 (2018年5月30日 助成要件の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年5月30日から施行する。

2 2018年度は、第5条第1項の規定にかかわらず、募集の時期を6月および9月とする。